

様式第4号(第6条関係)

平成25年度 第3回
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成25年11月28日(木)	
開催場所	奈良市役所北棟4階 第18会議室	
出席委員	委員長 森 裕之 委員 小島 幸保 委員 中川 雅晴	
審議対象期間	平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。 1. 抽出案件について 入札番号 259,279(奈良市) 17,36,37(奈良市水道局) 2. 環境清美工場の各種測定分析について 3. 工事請負契約における設計変更ガイドラインについて 4. 入札不調について
一般競争入札	171	
指名競争入札	31	
随意契約	12	
合計	214	
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・3%ルールの見直しを含め、今後事務局の制度改革案を検討する。 ・入札不調の原因について考察し、奈良市の入札制度についての検討課題として継続的に審議する。 	

別紙

1. 抽出案件について

委員長： 入札番号 259 番、橋梁の耐震工事です。この案件は、1 者の入札でかつ予定価格とほぼ同額の 99.99% という高落札率になっています。その点について、担当課の方でどのような理由が考えられますか。

事務局： 地域を限定せず、経審の鋼構造物工事の評定値が 1,100 点以上という条件を付かせて戴いております。奈良市の登録業者数として 77 者が条件に合致しますが、入札参加者は 1 者でした。この橋梁につきましては、平成 24 年度にある部分の工事をしまして、後、残りの部分を平成 25 年度に施工したと、2 つの契約で一つの成果品になっているというような特殊な案件になっています。

道路建設課： 2 回に分けた経緯ですが、この橋の下の県道の法面保護工事とリンクするという形になりますので、奈良県が東側の法面の工事を行っている時に、奈良市の方で西側の橋梁の工事をさして戴きました。逆のパターンで今年はさして戴いたと言うという事で 2 ヶ年に渡っています。

委員長： 平成 24 年度の落札業者は違う会社ですか。

事務局： いえ全く同じ会社です。こちらも同等の落札率の高い案件になって御座います。

小島委員： 兵庫県は川が多いので、橋が多く、業者の取り合いになっている状況がありますが、そういうのでは無いのですね。

事務局： それは無いです。数多く発注しないので、業者の取り合いという形ではありません。

委員長： 何れにしても、市としては、もう少し競争性が発揮され、落札率が下がらないと問題という事ですか。

事務局： そういう事です。平成 24 年度も一般競争入札で実施した結果、同等の形になっています。発注するに際して、県内業者を指名し、競争性を高めるという方法もあるのですが、基本的には、指名競争入札から一般競争入札に広げていくスタンスを採っていますので、一般競争入札で実施したものを指名競争入札に変えるというのは理由付けが乏しいという判断も有りまして前回と同様の一般競争入札を実施したという経緯があります。

委員長： 一般競争入札だと参加して来ない訳ですね。指名競争入札で執行したら応札されてくるのですか。

事務局： 仕様書と金額を見て判断されますので、指名したからといって必ずとは言えません。例えば 10 者指名して 10 者とも応札して戴けるとは限りません。

委員長： 入札番号 279 番、消防局の奈良市・生駒市高機能消防指令センター整備実施設計業務委託で、落札率がかかなり低くなっているという事で抽出しました。

指令課： 予定価格の設計におきましては、奈良市の中核都市 40 万人位の同規模のシステムを構築される 9 消防局の契約額の平均から予定価格を設定させて戴きました。今回実施設計を委託したメーカーが、そのまま実際何億という指令システムを整備するという内容であれば、今回実施設計をした業者が有利になるので、低価格で落札されて、そのまま、偏った仕様にされるのかも分かりませんが、制限事項の中に、今回実施設計で担当していただいた業者は、実際に整備されるときには、入札に参加できないという制限を付させて戴いておりますので、その辺りから言いますと、今回実施設計を落札したから業者の方が何かメリットが有るかと言うと、そういったところは無いと考えております。実施設計を委託するという理由から言いますと、受注者は委託遂行に当たり、設計の内容が特定のメーカーに偏らないように配慮することという事で、どのメーカーも参入できるように受託しなさいという内容も加えております。

中川委員： 確かに極端な結果になっていますが、作業をされて支障はありませんでしたか。

指令課： 安価だからといって業務に支障が出るような状況ではありません。入札の参加条件でも、消防施設の補助を受けるのにⅢ型、40 万人以上の大きい中核市や政令指定都市が必要な指令システムその実施設計をやられた経験がある業者しか参加出来ないという条件もあり、入札参加して頂いている業者も、かなり今まで実績のある業者であると認識しております。

小島委員： 先程お話しした制限事項というのは、このような案件では一般的に付随するものですか。

指令課： はい。それを入れておかないと、消防のシステムで言いますと、色々なコンピューターや様々な技

術を集めて総合のシステムになっていますので、基本的にどのメーカーも参入して頂く為に実施設計をしていますので、その辺りの縛りはこういった委託をする際には入れています。

委員長： はい、分かりました。一応低落札率でも問題ないとの事です。

委員長： 水道局の案件が3つ抽出されておりまして、まず17番、宝来ポンプ所3号送水ポンプ更新工事です。これを抽出させて頂いた理由は、1者入札でかつ高落札率ということです。

浄水課： 今回はケーシングを残してポンプを据え付けるという事で、それと水道の配管に直結するという事で、ポンプの性能自身もかなり縛った形で発注させて頂きました。そういったところから製作になるので、元々の既存のメーカーが有利な形で応札されたと推察しております。設計金額の内容につきましては、ポンプを中心とした機器が設計金額の90%を占めています。ほぼ、機器費のみの金額になっています。そういった理由から、附帯工事がかなり薄い工事ですので、工事の金額＝機器費という事でありましたので、その辺りからも高い落札率になったのではないかと推察しております。

小島委員： 元のポンプが電業社機械製作所さんのものだったのですか。

浄水課： はい。

小島委員： このような案件は同じ様な結論に至る事が多いのですか。

浄水課： いえ。これはとにかくケーシングという筒の中にポンプがありますので、ポンプの形がかなり決まってくる。一般的な陸置きのポンプであればコンクリートの土台の上に据えるだけですので、こういったものについては、ある程度特殊性というものは薄らいでいきます。

中川委員： 最初設置された時も大体これと同じ様な金額だったのですか。

浄水課： そうですね。設置した時には、ちなみにケーシングを含んでポンプというのは12,000,000円位かかりますが、今回はケーシングを残していますので、約6,400,000円ということで、かなり半値に近い額での更新になっています。

委員長： 36番の案件で、今度は導水路の草刈りの委託です。この抽出理由は、他にも同種の委託事業がありましたが、これだけ極端に落札率が高いという状況が見られました。

浄水課： これにつきましては、3%ルールに基づきまして99.9%という高い割合になりましたので、その結果、25者が応札して頂いたのですが、24者が最低制限価格を下回って、1者のみになってしまっていて、その結果99.48%という落札率になってしまいました。

委員長： 分かりました。他が最低制限価格を下回ってしまったという事で、市としては勿体無い事になりますが、ルール上仕方ないという状況なのですね。

浄水課： 水道局も市全体のルールと同様にしておりますので、どうしても制度的に仕方ありません。

委員長： こういったケースは起こり得る話だと思いますが、市の方としては対応等はどうか。

事務局： 奈良市で50,000,000円以上は変動方式と言いまして、入札者の方の平均値の95%を最低制限価格にするという方式で発注しておりまして、これを全ての案件に適用したら、こういったケースが少なくなる可能性があると考えます。

委員長： 抽出案件の最後7番、緑ヶ丘・木津浄水場管理運営業務の一部委託という事です。これは入札不調で再度一般競争入札をされたのですが、なぜ不調になったのかという理由で抽出させて頂きました。

浄水課： 発注に当たっては、日本水道協会の積算要領に基づいて基準労務単価について積み上げて発注したところ、その部分で応札額と設計額の方とちょっと食い違いが出てきたというところから落札に至らなかったと推測しています。後、緑ヶ丘浄水場、木津浄水場、緑ヶ丘排水処理所の3ヶ所を1件に集約して発注していますので、その分についても経費面でいくらか安くなってきておりますので、業者についてはその部分の対応が出来なかったと推察しております。

中川委員： これは再入札ということなのですが、予定価格を上げられた訳ですか。

浄水課： はい、設計内容を見直しさせて頂いて、もう一度一般競争入札をさせて頂いたというところです。

委員長： 見直したというのはこういった内容ですか。

浄水課： 業務の内容を洗い直し、緊急対応に当たっては、組織的な対応が必要であるというところから、従

事者に於いてもその責務を超えて対応してもらうようにさせて頂きました。責任者、統轄責任者を置いての業務になっていますが、統轄責任者の方に於きましても、前の段階では従事等の兼務を認めませんでした。見直しの中では統轄責任者に於いても業務に加わって対応して下さいというようなところから緊急時の対応等の体制強化を図った業務内容を考慮させて頂きました。後それと、清掃活動に於いても、点検の段階で汚れてきたら職員の方に知らして頂いて、また後日清掃活動に入っていくというような段階でしたが、今回はある程度点検整備に合わせて、施設の清掃活動もして頂ければ、施設の運転効率も上がりますので、業務の中にも清掃活動の費用も若干盛り込み、業務の見直しをしました。

委員長： 今のような説明して頂いた業務の内容は入札にかける際に業者さんには分かるようになっている訳ですか。

浄水課： 設計書とは別に特記仕様書に業務内容、責任者に関する事は全て書いています。

委員長： この業務というのは、内容的に委託せざるを得ないものなのか、それとも水道局の予算の関係等で、人員等が少ないという関係で、その一部を担ってもらおうという内容の業務なのか、どちらの方ですか。

浄水課： 全国的な傾向もありますが、民間委託すれば、経費の方も安くなるので、効率化を求めて業務委託という形で業務の方は発注させて頂いております。

委員長： ちなみにこういった形態の委託がどんどん拡大されていくのですか。

浄水課： 水道法の改定で、水道法の責任も含んで、全面的に施設を管理しなさいよというような部分の業務を近年は出て来ております。

委員長： それは市として、今後も方針を考えていくということですか。

浄水課： はい。

2. 環境清美工場の各種測定分析について

事務局： 19年度から25年度の指名者数ですが、7者から14者で、開札の結果と致しまして、全ての入札において野村興産株式会社花落札されておられます。

中川委員： 落札業者だけが常に低い。

委員長： そうですね、そして、ほぼ同じ価格です。

事務局： こちらは計量業務になっておりますので、予定価格自体は事前公表しておりません。

委員長： しかし、開札録は閲覧可能なので、落札額と落札率は分かる訳ですよ。

事務局： 落札率はできません。

委員長： どのようにして予定価格を決めておられるのですか。

環境清美工場： 我々職員で基礎を積み上げたりしています。

事務局： 根拠となるのは、統一的なものがあるのですか。奈良市独自のものですか。

環境清美工場： いえ、そうではないです。

委員長： 先程小島委員から指摘があったように、開札録を見る限りは、野村興産株式会社が出してきた価格を予定価格に設定しているというように解釈してよろしいですか。

環境清美工場： 結果的にそう思われるか知れませんが、概算では色々な費用を計上しています。

中川委員： 物凄い価格の差があるので、入札に応じている人が業務の内容を上手く理解できていないのか、というような気がしますが。

事務局： この業種の特殊性かも分かりませんが、平成24年度のデーターを拾い上げてみましたところ、年間14件の計量の入札を実施しましたが、落札率が27.34%から99%というバラつきがありますし、金額が合わずして不調に終わっている案件もありまして、計量の業種に対してかなり幅があるという実態が出て来ています。少なくとも、計量と言うものは人件費になってくると思います。

委員長： だったら、これだけの差があるというのは。

事務局： 不得意な部分については高くなると思っておりますが、これは分からない部分もあります。

小島委員： 会社の規模で一人当たりの人件費の違いとかがあるのでしょうか。

中川委員： 何年か資料を揃えてもらっていますが、そもそも回数等同じ内容になっているのですか。

事務局： 同じエリアです。

小島委員： 毎年ちよつとずつ違うのは、検査項目が違うのですか。

環境清美工場： 法律で決められている部分も有りますし、新たに加えられたり変更はありますが、法で決められている部分が殆どです。

委員長： これは一般競争入札で執行するのは難しいですか。

事務局： 一般にしても可能だと思いますが、今よりも参加者が極端に少なくなる可能性が高いです。指名しても辞退しますというところが増えています。逆に参加したいと言う声を聞きません。

委員長： いかがですかね。説明頂いた内容は分かるのですが、釈然としないものがあります。こういう測定業務は、清掃工場をもっている自治体は全部しなければならないのですか。

事務局： はい。

委員長： であれば、同じ様な入札というか、契約をどこの市町村もしている訳ですね。他の自治体でどのような状況になっているかというのをご存知ないですか。

環境清美工場： 他の自治体の資料というのはありませんが、奈良市の場合、絶対にしなければならない項目が9項目ありまして、後は隣接自治体用といいますか、14項目を加えております。

事務局： 他の自治体がどういう形でされているかというところまでは、現在は調査しておりません。

委員長： 市の方に損害が起こっているということは無さそうですが、この件については周辺の自治体の同種の入札案件がどのようになっているかを次回で結構ですので、情報提供していただけたらと思います。

3. 工事請負契約における設計変更ガイドラインについて

委員長： 地元対策の名目で要求された金額を工面する為に設計変更されたという事態を今後無くしていくことを目的にこのガイドラインが設定されたという事ですね。

山本課長： 一つの手段です。設計図書の変更はテクニカルな面でもありますので、その辺も無くすような形での手法も考えていますし、設計そのものに、誤謬とか間違いとか抜けが無いというのも設計変更を減らす一つの目的でありますし、その辺の手法も今検討しています。

小島委員： 一件の工事で複数回変更が発生する場合、蓄積されるのですか。

山本課長： 累積されます。一回目の変更が幾らで、二回目が幾らで、累積して幾らになっているかという経過も分かるようになっていきます。その結果重大なものになっていったというものについては、例えば入札審査会でご審議戴くような形にしています。

委員長： 1,500万円以上で良いのか疑問です。

山本課長： 部課長の工事の施工の決定権上限額の30%とうような数値的にはしました。他府県と比較するとかなり厳しい金額になっています。例えば奈良県でしたら、3,000万円を超えたら入札審査会に近い組織で審議するというようにされています。その結果については委員会で報告するとされています。それに比べますと規模的には大分厳しいと思っています。

委員長： 当委員会の役割としては、変更あったものをこれまでの抽出案件に加えて審議するのですね。

事務局： 審議戴いて、今後、同様の事態が発生すれば、要件をもう一回見直して貰うとか、審議で得た内容を反映させて行きたい。

4. 入札不調について

事務局： 特に建築工事で一般競争入札を実施しても、不調になってしまうというケースが増えて来ています。その実態は奈良市だけではなくして、他の調査案件から見ますと、他の自治体に置いてもそういったケースが増えていきます。その問題点について、一つは資材の高騰です。設計の積算根拠がありますので、勝手に見直しも無しに10%上げるとか、予定価格をアップする訳にはいきません。また、業者側が一時よりもかなり工事の出来高が圧縮になり、技術者とか従業員の常駐雇用率が減り、折角工事が出たところで、技術者を張り付けられない、従業員が足りない、という状況になっています。

委員長： 恒常的な要因と景気対策で公共工事が今年度16%上がっています。今後どうなっていくのか分かり

ませんが、今後も一定の公共工事が続き、一方で、業者の方は人員を増やせないという事であれば同じ様な状況が続く可能性があります。国の方も不調に終わることを問題にして、各自治体に指名競争入札を復活みたいなことを促している。とにかく不調が問題であるから不調が無いように入札制度をもう一回見直さないとこれまでの流れと逆行するようなことを出して来たりしています。

小島委員： 消費税の問題でマンション需要が凄くあります。

事務局： 民間の請負がアップしていると聞いています。

小島委員： なおかつ現場の代理人とかが張り付けられないという事で辞退が増えているらしいです。

事務局： 今までは公共工事は儲かるというイメージが有ったのですが、そうでもないですし、今おっしゃられたように民間の需要が上がっていると言うのも聞いております。奈良市だけの問題でしたら一過性として、奈良市の問題として挙げるのですけれども、問題がちょっと広範囲になっておりますので、その辺がちょっと分析がどこまで出来るのか分かりません。

委員長： そうですね。工事の内容によっては住民生活に支障があるものと、そうでないものもあるでしょうから、これはちょっと考えていく必要があるでしょうね。区分けとして。という事で、そういう問題がある。

事務局： また次回テーマとして、抽出案件とは別に、今回のようにその他の中で案件としてご報告させて頂きたいと思います。

委員長： そういう情報というのは凄く大事なので、色々な情報で出来る限り会議の場では出して頂きたいと思いますので宜しくお願いします。